

公益/一般財団法人の会計監査人の権限と責任

今回は、公益/一般財団法人の会計監査人の概要と権限と責任について概説する。

(ポイント)

- 公益/一般財団法人の会計監査人
- 会計監査人の権限
- 会計監査人の責任

1. 公益/一般財団法人の会計監査人

会計監査人に関しては社団法人の場合と財団法人の場合で権限や役割に違いはない。会計監査人は公認会計士または監査法人がなり、会計の専門家として主に会計監査を実施し、十分な証拠を入手し、監査意見を形成し、監査報告書を代表理事に提出する。公益/一般財団法人とは委任契約を交わし、監査契約に従い、監査を実施することになる。具体的な一般法や認定法等の法令に従った説明は次のとおりである。

会計監査人は一般財団法人においては原則として任意の機関(大規模財団法人には必須の機関)であり(一般法170Ⅱ、171)、法人の計算書類(貸借対照表、損益計算書)およびその附属明細書を監査して、会計監査報告を作成する(一般法107、197)。

会計監査人は、法人と利害関係の無い公認会計士または監査法人しかならず(一般法68Ⅰ、177)、その任期は1年である(一般法69Ⅰ、177)。会計監査人と監事や理事は、後述のように緊密な関係にある。公益財団法人では原則として会計監査人の設置が義務付けられるが、一定規模未満の法人はそれを設置しないこともできる(認定法5Ⅰ⑫、認定法令6)。

2. 会計監査人の権限と責任

会計帳簿等の閲覧・謄写をして、理事・使用人・子法人に対して会計に関する報告を求めるほか、業務・財産の状況の調査をすることができる(正当な理由があれば子法人はそれを拒むことができる)(一般法107ⅡⅢⅣ、197)。

また、計算書類等の適法性について、監事と意見が違ふ時、会計監査人は定時評議員会に出席して意見を述べることができる(一般法109Ⅰ、197)。その一方で責任として、行った監査結果について、会計監査報告を作成して(一般法107、一般法規則18、197)、職務執行中に理事の不正・不法行為・重大な定款違反を発見したときは、すぐにこれを監事に報告する(監事は、会計監査人に対して、会計監査に関する報告を求めることができる)(一般法108、197)。

定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、それに出席して意見を述べなければならない(一般法109Ⅱ、197)。

さらに、任務過怠等による法人、悪意または重過失時の第三者への損害賠償責任(一般法111、117、198)などがある。

(裏面に続く)



公益/一般財団法人の会計監査人の権限と責任

3. 会計監査人と監事等の関係

会計監査人は計算書類等の確認(会計監査:数値面の確認)を行うが、この面で監事との連携を取るようになる。監事は必ずしも会計の専門家ではないため、公認会計士等の資格を持つ会計監査人の専門性を利用することになる。監事は会計監査のみならず、業務監査も実施するが、会計監査結果は会計監査人に依拠することが考えられる。監事は会計監査人の選任や解任に意見や同意をすることができる。以下に会計監査人と監事・理事との関係や役割・責任について記載しておく。

(会計監査人と監事・理事の関係)

- ・監事は、会計監査人が職務上の義務に違反したり職務を怠ったときなどは、その会計監査人を解任することができる
- ・なお監事が二人以上いる時に会計監査人を解任する場合は、監事全員の同意が必要(一般法71、177)
- ・理事が会計監査人を選解任・再任しないことを社員総会または評議員会の議案として提出する場合、監事(二人以上いる場合はその過半数)の同意を得る必要がある
- ・また、監事は、理事に対して会計監査人の選解任・再任しないことを社員総会または評議員会の議案として提出することを請求できる(一般法73、177)
- ・職務執行中に理事の不正・不法行為・重大な定款違反を発見したときは、すぐにこれを監事に報告する
- ・また、監事は、会計監査人に対して、会計監査に関する報告を求めることができる(一般法108、197)
- ・理事は、会計監査人等の報酬等を定める場合には、監事(監事が二人以上いる場合はその過半数)の同意を得る必要がある(一般法110、197)

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

<3月決算状況>

元号も令和となり、5月に入った。公益法人等の多くは3月決算であり、決算作業に追われていることも多いと思う。決算業務の大まかな流れとして、事業報告の作成、決算確定、決算書の作成がなされ、代表理事の確認のもと、監事へ事業報告、計算書類等(決算書):法定書類が提出される。これら法定書類を監事が業務面(事業報告)、会計面(計算書類等)のチェックを行い、監査報告書を代表理事に提出する。それをもとに理事会で決算承認を行い、評議員会/総会で決算の最終承認がなされる。事業報告や決算の説明はこれらの法定書類がベースになるが、役員等の理解を促すため、様々な要約書類など(決算書の簡易版や内訳明細等)が提出される。計算書類等の様式が複雑または細かいため、説明する業務執行理事や事務局長等は様々な工夫を強いられるのだ。公益法人会計基準(会計の指針)や適用指針(決算書フォームや表示の指針)は他の公益法人等との比較可能性を確保するが、大法人と中小法人とも同一の基準や様式であることには少し難がある。



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いいたします。